

だけが改正になつてゐるわけどころか、これは北海道は、この條文としましては百分の八十と相成つております。そのほかの地域におきまして、從来百分の七十五又は百分の六十とあります。これは港ごとに補助率がきまつて、四種の中でも港ごとに補助率がきまる、そういうたしまして、その決定は法文上は明確化されていないわけであります。個々の事情を勘案いたしまして、行政的に定めておつたわけでござりますが、これはいろいろ問題があると考えましたので、我々いたしましたても、もう少し明確化いたしたい。それには公共性等のことも考え合せまして、基本施設のうちで外郭施設、つまり防波堤等でありますとか、それから水域施設、航跡の新設をいたします。こういう問題は極めて公共性の強い問題でありますので、この二つを取上げまして百分の七十五、それから岸壁等のいわゆる整備施設につきましては、収益性の多少とも伴うものでありますから、百分の六十の率に定めたい。そういたしまして、四種の指定されました漁港は全部平等な扱いをいたしまして、その四種のうちで以て、施設によりまして七十五又は六十という率を定めて参りたい、こういう考え方なんであります。

の効用もございますが、河川の施設としての効用も兼ね備えるわけであります。こういうものにつきましては、現在の法律におきましては如何規定が設けられていないわけであります。これは場合によりますれば、両方の管理者の負担の取りきめをしたいというようなことも起つて来るわけであります。そういうたときの基になりまするいわゆる両者の協議規定をここに設けたいと、こういうことなんであります。それからその次の二十四條の次に三條ほど加えるわけであります。これは主としまして事務的な、いわゆる会計、補助金交付或いは還付或いは剩余金の処分といった、いわゆる会計事務上の手続の基礎となりますることを明記いたしたい、これは実は政令でありますとか、或いは省令でありますとか、こういう問題で解決を図りたいと考えたのであります、やはり正規の問題といてしましては、その基礎となるべき條文が法律にございませんと困難な事情にありますので、この際これを追加して定めて参りたいと、こういうふうに考えるわけであります。

見を聞いて農林大臣が指定するわけではありませんから、これによりまして地方の意向といふものも相当反映して来ると言えるのであります。そこで全部で亘りまして、すべて水産の場合におきまして公聽会を開くということの必要もないのではないかというふうに考被されますので取消いたします。他の場合においては当然公聽会といふものが必要になつて来ると思ひます。最初の指定に当たりましては公聽会の制度をやめて参りたい、こういうふうに考被されるのであります。それから管理会の委員の中の漁業者代表の問題であります。これは先ほどの説明で盡きていたと思ひますから省略いたします。

それからあとは、管理会の委員の選出方法が變つて参りましたので、この前の旧條文にございまして改選の請求といふことがなくつて参りますので、これを削除いたしました。ただ罷免の場合だけに掲げる。これに伴いまして開係條文の多少の修正があるわけであります。それから北海道のいわゆる北海道開発のための特則は、これは当分の間といふことにしてござりますので、附則に挿入して附則の改正をいたしてあるわけであります。御承知のように港湾法におきましては、すでにこの改正を終了いたしまして、現在これが施行されておるわけであります。ひとり北海道におきます公共事業のうち、漁港のみがこの取扱いをまだ受けていないわけであります。他の事業との関連を考えなればならん問題なのであります。ここに内容を定めました事柄は、いわゆる一般の港湾と同等に扱

この水産資源保護法の基礎につきましては、昭和二十二年、当時の衆議院の水産委員長でありますところの石原圓吉君から、財團法人の水産研究会に立案に必要な資料の収集といふことについて委嘱をいたしました。よつて同水産研究会は官民の経験者及び業界の有識者約六十名程度を以ちまして、水産資源方策委員会といふものを作つて二十数回会合をいたしました。昭和二十五年の末に漸く立法に必要であるところの資料を收集する仕事の一段落を付けたのでござります。これによりまして衆議院の水産委員会は、昭和二十六年の一月から本法案の立法に着手いたしたのでござりますが、この間に司令部の天然資源局長スケンク氏と、それから日米加漁業協定にアメリカ代表として来朝になつておりますところの前水産部長のヘリングトン氏及び現水産部長でありますところのネビル氏なんかの懇切なる勧告と指導を受けまして、漸く立法起草の仕事を終りまして、ここに初めて提案ができるようになつたのであります。

に陥り、又他産業との関係を考えて見ますといふと、工場その他の発達によりまして、大事な稚魚の発育所といふようなところが、水質汚濁によりまして荒廃をする、こういふようなことで、非常に恵まれておつた日本の漁場といふものが各地共に荒廃に陥りつつある。そうしてその結果漁獲高もだんだん減少する。こういふようなことで、今にして我々はこの無方針な漁獲第一主義、これを速かに是正をいたしまして、そうして資源を培養じつづ利を永続させる、こういふような方針に進まなければならぬ。これが第一の理由と考えるのであります。

することができない場合におけるその
価格の追徴に関する規定を設けること
ができる。」五項、「農林大臣は、第
一項の省令を定めようとするときは、
中央漁業調整審議会の意見をきかなけ

し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第百二十七條は規定する水面において採捕する場合は、この限りでない。」これも漁業法通りでございます。

る起業の謡口を含む、以下同じ)を述べておきたい。

第十一條、「政府は、前條第五項の規
がければなむか」】

た。 第二号に、貴本大臣に、盲
項の漁獲限度を定めようとするとき
は、中央漁業調整審議会の意見をきか
なければならない。」こととしたしまし

ればならない。」第六項「都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。」第七項、「都道府県知事は、第一項の規則を定めようとす

第七條 一前二條の規定に違反して
採捕した水産動植物は、所持し、又は
販売してはならない。」第八條は「公
共の用に供しない水面であつて公共の
間に供する水面又は第三條の水面に連

漁業に係る許可の取消の其に付し
更すべき当該漁業の操業区域及び変更
の期日を指定しなければならない。

一、当該漁業に従事する漁船の漁獲量、漁獲物の種類、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲物の種類、漁獲量その他の操業状況
三賃金その他の給与等の労働條件
四各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

方法は、政令で定める。」第五項、第六項「前項に不服がある者は、告示の日から九十五日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。」第六項「前項の訴においては、国を被告とする。」

「は通している水面であつて、その保護培养のために必要な措置を講すべき水面として農林大臣が指定する区域をいう。」

第十五條は保護水面の指定でござります。「保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の意見をきいて農林大

められた海区の数が一である場合にあ
つては、当該海区の海区漁業調整委員
会の意見を、同法第二百一十七條内水

「の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項(漁業調整に関する命令)及びこ

す。第一項は「農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調査整審議会の意見をきかなければならぬ

でございまして、「第十條第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同條第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び當該漁船のために陸上作業をしていある者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。」ことにしてあるのであります。第十三條は漁獲の限度でございまして

臣が定める基準に従つて、指定する。」ことになります。第二項は「都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を添えなければならない。」第三項「都道府県知事は、第一項の指定の申請をしよ

は、官庁が一方的にきめるのではなくに、その海区の漁業調整委員会の意見を是非聞かなければならんと、こういうことにいたしましたのでございます。

二項「農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的條件を総合的に勘案しなければならない。」これも大体文字通りで

漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。「第四項」「第一項」と又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。第五項「前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可是、そ

して「農林大臣は、水産資源の保護のため必要があると認めるときは、漁業法第五十三條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度を定めその固体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。」ようにいたしたのである。

うとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請しようとする保護水面が漁業法第八十四條第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定を申請しようとする保護水面が同法第二百二十七條に規定する内水面に属する場合については、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならぬ。」第四項は

るときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。ことにいたしました。第五項は「農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときには、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならぬ。」ことにいたしました。第六項は「農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定しようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。」のあります。第七項は「第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に適用する。」ことにいたしております。第八項は「第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六條の規定によるその管理者の告示をもつてする。」ことにいたしております。

一 次
にそ

増殖すべき水産動植物の種類並
の増殖の方針及び増殖施設の概
採捕を制限し、又は禁止する水
物の種類及びその制限又は禁止

いて行う保護水面の管理に要する経費は、國の負担とする」とことになつたのであります。

第三節 河魚類の保護培養、第二十條は国営の人工ふ化放流の問題で

しなければならない。」第一項は、農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つてゐると認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて

こえない範囲内でもしなければならない」ことにはいたしましたのであります。第三項は、「農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、

船及びその制限又は禁止の内容
第三項は、「都道府県知事は、農
大臣の認可を受けて、その管理する
護水面の管理計画を変更することが
きる。この場合には、第十五條第三項
の規定を準用する。」というふうにな
しておるのであります。第三項は、「
林大臣は、特に必要があると認める
ときは、都道府県知事に対し、その管
する保護水面の管理計画を変更すべ
きことを命ずることができる。この場
には、第十五條第六項及び第七項の規
定を準用する。」このようにいたし
ております。

ござります。農林大臣は、さく渕魚類のうちさけ及びます増殖を図るために、その人口ふ化放流を実施する。」

第二項「農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。」第三項「前項の人工ふ化放流の計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならぬ。」

一当該年度において人工ふ化放流を実施する河川

二当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流數

第三項「農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするとき、中央農業開拓手帳農業会の意見を、

る。」ようにならしたのであります。
第二十三條は、「農林大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認められたときは、水面の定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。」
二項は、「農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合には、当該水

相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、「補償しない。」ことにいたしたのであります。第四項は、「第一項の規定による除害工事の命令が利害關係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。」ことになつたのであります。第五項は、「前一項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九日以内に、訴をもつて、その増減を

定による保護水面の指定に
の区域及び第十六條の規定によるそ
管理者的告示をもつてする。」ことにい
たしておるのであります。

第十九條は「工事の施設開拓してて、まして「保護水面の区域内において、埋立若しくはしうんせつの工事又は、路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政の定めるところにより、当該保護水を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならぬ。」とし

に中央汽船の運賃を割り切らなければならぬ。」第五項「農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。」といたしまして。

第二十一條は受益者の費用負担であります。「農林大臣は、さく河魚類のう

類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命じることによつても、これをすることができる。」ようにいたしたのであります。第三項は「前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命せられた事項についての計画を作成

請書をすることをあわせました。第六項は「前項の訴においては、國を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。」

当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護新水表面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができることにいたしたのであります。」
「少くとも左に掲げる事項を定めなければならぬ。」

府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該工事を直ちに回復すべきことを命ずることがあります。

ちきぎ又はますを目的とする漁業を営む者が、前條第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることがで
きる。」ようないたしたのであります。

第二十二條はさく河魚類の通路の保護であります。「さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理

し、これについて農林大臣の承認を受けなければならぬ。」ことにいたしました。

又は抵當権があるときは、当該先取特
權者、質権者又は抵當権者から供託し
なくともよい旨の申出がある場合を除
き、農林大臣は、第三項又は第四項の
補償金を供託しなければならない。」こ
とにいたしたのであります。第八項
は「前項の先取特權者、質権者又は抵
當権者は、同項の規定により供託した
補償金に対して、その権利を行うこと
ができる。」ことにいたしたのでありま
す。

第一十五條は「漁業法第二百二十九條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。」ことにいたしたのであります。

況等に關し、科學的調査を実施しなければならぬ』。ことにいたしたのであります。第二項は「農林大臣は、省令の定めることにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。」ようにいたしました。

と認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に關し協力を求めることがができる。」)とにいたしましたのであります。

り、懲役及び罰金を併科することがができる。」ようないました。

第四十條「左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。」ことができるようになしました。

るにより、農林大臣にその旨届出をしなければならない。」ことにいたしたのであります。第三項は、「第四十條第二号及び第四十一條の規定は、前項の場合に準用する。」ことになりました。

則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて探捕する場合は、この限りでない。」ことにいたしたのであります。

第三十條は、「農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に漁獲の数量時期、方法その他必要な事項を報告させらるべし。」とするものである。

事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。」ことにはいたしたのであります。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者
二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

改正をいたします。第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第二百七十一号)第二條第一項」を「水産資源保護法第九條第一項」に改めます。第六十五條第一項中「水産動植物の繁殖保護、及び第五条から第七条ま

水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通するものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。」ようにいたしたのであります。

セることができる。」よんじしちしちの
であります。

第四章は補助の問題であります。

第三十一條は「國は、この法律の目的を達成するため、予算の範囲において、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を

「門の外から入用をなす」と、おおむね、
に訴願することができる。」ようにいた
したのであります。

第六章は罰則でござります。

第三十六條「第五條から第七條まで
の規定に違反した者は、三年以下の懲
役又は二十万円以下の罰金に処するこ

第四十一条「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六條、第三十七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に、各本条の罰金刑を科する。」

でを削り、同條第四項中「漁具及び同項第七号の水產動植物」を「及び漁具」に改める。第六十八條から第七十一條までを次のよう改める。第六十九條から第七十一條まで削除、第七十三條中「第六十五條（漁業調整に関する命令）及び第六十六條から第七十一條まで

第四節 水産動植物の種苗の確保、第
二十七條は「省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、農林大臣の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。」こといたしたのであります。

補助することができることにいたしました。
「さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者が、当該水面において、第二十三條第一項に規定する施設を設置し、又は第一項の規定による改修するのに要する費用

第三十七條は「左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘置又は科料に処する。
一 第十八條第一項の許可を受けないで、同項の工事をした者
二 第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

申し、各社の監査形態を和すると
し、法人又は人の代理人、使用人その
他の従業者の当該違反行為を防止する
ため、当該業務に対し相当の注意及び
監督が盡されたことの証明があつたとし
きは、その法人又は人については、こ
の限りでない。」こういうようにいそ
したのであります。

まで(漁法の制限及びさく河魚類の保護の規定並びにこれらを)「第六十五条(漁業調整に関する命令)」の規定及びこれに改める。第二号中「五人」を「十人」に改める。第三百三十八條第七号及び第三百三十九條第三号を削る。

第二十一条は、「農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種苗を確保するためには必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同條に規定する者に対し、当該水産・動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。」ことにいたしましたのであります。

け又はますの人工と併用事業を行ふのに要する費用

第五章 雜則でござります。

第三十二條「農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及

第三十四条第一項の規定による罰金
令に違反した者
四第二十五条の規定に違反した者
第三十八條「第三十六條又は前條第
四号の場合において、犯人が所有し、
又は所持する漁獲物、漁船又は漁具
は、沒収することができる。但し、犯
人が所有していたこれらの物件の全部

附則に本法律施行の期日は令和二年四月一日から起算して六ヶ月を超えない期間内におきまして政令で定める。但し、第二十四条、第三十二條、第三十四條及び第三十七條第三号の規定並びに第三十九條及び第四十一條の規定中第三十七条第三号の違反行為に關する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日

第三章水産資源の調査、第二十九條は、「農林大臣は、この法律の目的を達成するため、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海

その他この法律及びこの法律に基く命令の執行に關する事務をつかさどらる。」ことにいたしたのであります。

第三十三條は、「都道府県知事は、本産資源の保護培養のために必要がある。

又は一部を没収することができないと
きは、その額を追徴することができ
る。」ようにいたしたのであります。
第三十九條「**第三十六條又は第三十
七條の罪を犯した者には、情状によ**

以後でなければならぬことにいたりたのであります。第二項は「この法律施行の際に第三十七條に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定める」と

節のことは殆んど資源枯渇防止法をつくりを書いてあるように思ひます。第二章あたりは魚道と、資源枯渇防止法が入つておるようですから、この点御質問があれば……。

○玉柳實君 ちよつと伺いたいのです
が、この水産資源保護法案の提案に至りますまで、從来又は今回の国会に入りましてから、当委員会に正式に連絡がありましてから、当委員会の委員中にまあ個人的にこの案の作成に御参画になつておられるようなかたもございましたのか、どうなが。
○委員長(木下辰雄君) お答えいたしました。只今田口さんの御説明では、衆議院が専らやつたというような御説明もありましたけれども、最初から參議院とは互いに打合せて適当に委員も出しておりました。調査員もしょっちゅうその会に出ておりましたし、私も再び院にも参りまして、その経過も述べておきました。私はこの問題は最初から、又村山という研究長も再々參議院とも参りまして、その問題は最初から、これは衆議院、參議院の合同案と、こう考えておりました。
○千田正君 ちよつとお伺いいたしましたが、このさく河魚類の魚道ですね、この保護に対する魚道の問題なんですが、河川に対して国営において建設工事をやる場合においても、或いはやつた後において、この魚道の管理が農林大臣の管轄下にありますか、それとも建設大臣の管轄下にありますか。
○衆議院議員(田口長治郎君) 御説明申上げます。工作物の管轄権は建設大臣にあると思うのでございますが、鮭鱈のさく河に關係する部分だけはさく河に關係する魚道と申しますが、その部分だけは、この法律にありますと、農林大臣が發言権ができると、こういうふうに解釈されて結構だと思ひます。

○千田正君　工事遂行に当りましては、國営建造物に対して特にこの鮭鱈等のさく河魚類の魚道に対する施工予算は農林省において支出するのでありますか、建設省において支出するのでありますか。

○衆議院議員(田口長治郎君) 従来共
に河川その他で水力発電などの堰堤が
できた場合に、魚が上らない、この補償
はどうも、いろいろと国営の場合において
は、国の財産になりますし、又その所
轄権が当該所屬の行政官庁が管轄する
と思いますが、そういう場合において
も、この農林大臣の権限は他の行政官庁
に対するもの、勅告或いは二十三條を
かという点につき、一応御趣旨を承わ
りたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

○千田正君 御趣旨はよくわかります。が、やはり法律で説いて行つて、今まで未端に行つて、例えば建設省その他において建設施行法を何かにおいての食い違ひがない方法でこの法文といふものは適用されると思想いますが、その憂いは全然ないわけでありますか、やもすれば岡県に跨るところの、例えば河川工事、ダムの設置の問題或いは電力電源のダムの設置の問題におきまして、その地元の住民からのいろいろな立場からのお要求によつて設計され、変更されるような場合とか、いろいろな問題が起きて来るでしようが、そういうような場合においても、この水産資源保護法案によつて、少くとも漁類の保護に関する点だけは強硬に農林大臣の許可或いは勧告といふような、この法律によつて定むるところによつて強行できるかどうかといふ点でござりますが、その点は別に心配する必要はないでありますまいよ。

のほうによく注意をいたしました。よくなとのないよう連絡を十分されるつもありであります。それから西に跨った河川なんかの負担の分担その他の方につきましては、相当むずかしい問題がありますが、従来も大体いろいろ両県と協議をいたしまして、そういう問題を処理しておるようでござりますから、この法律ができまして、おそらく協議が非常にしやすい、ういうことになると思うのです。

○千田正君 山本次長にお伺いいたますが。

○委員長(木下辰雄君) 長官も見えています。

○千田正君 長官も見えになつてこりますか。誠にこれは結構な法案だと思いますが、建設工事の施行法において、魚道の設置その他に関しては農大臣の勧告若しくはこの防止法案を受け容れねばならないという点が建設施行法にありますか。

○政府委員(山本清男) お尋ねの点については、建設施行法にはないようあります。併し実際問題としましては、この本案の二十二条からずつところ書いてあります。これらの文によりまして、よく連絡いたしま

立場法の基礎

若しくはこの資源防護法律に抵触する場合においては、これを特に考えるという必要があると思いますので、次に建設施行法の改廃に際しましては、特にこの法案の生きるような方法を講じてもらいたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) ちょっと皆さぬにお詫びしますが、日米加漁業協約の重要問題について、水産庁長官から各委員の御意見を承わりたいと言つて参つております。その間休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) それではちょっと休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後四時九分開会

○委員長(木下辰雄君) 休憩前に引続いてこれより委員会を再開いたします。本日は都合によりこれで散会いたします。

午後四時十分散会

昭和二十六年十一月十五日印刷

昭和二十六年十一月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 廳